(26) 試験問題(午前の部)

注意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 各試験問題の正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。 解答の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。
- (6) 答案用紙への記入は、鉛筆(HB)を使用してください。
- (7) 該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (8) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (9) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (10) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (11) 試験時間中,不正行為があったときは、その者の受験は、直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (12) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (13) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

- **第1問** 検閲に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 検閲とは、表現行為に先立ち公権力が何らかの方法でこれを抑制すること及び実質 的にこれと同視することができる影響を表現行為に及ぼす規制方法をいう。
 - イ 検閲の禁止は、絶対的禁止を意味するものではなく、検閲に当たる場合であって も、厳格かつ明確な要件の下で検閲が許容される場合はあり得る。
 - ウ 裁判所の仮処分による出版物の事前差止めは、訴訟手続を経て行われるものではな く、争いのある権利関係を暫定的に規律するものであって、非訟的な要素を有するも のであるから、検閲に当たる。
 - エ 教科用図書の検定は、不合格となった図書をそのまま一般図書として発行すること を何ら妨げるものではないから、検閲には当たらない。
 - オ 書籍や図画の輸入手続における税関検査は、事前に表現物の発表そのものを禁止するものではなく、関税徴収手続に付随して行われるものであって、思想内容それ自体を網羅的に審査し、規制することを目的とするものではない上、検査の主体となる税関も思想内容の規制をその独自の使命とする機関ではなく、当該表現物に関する税関長の通知につき司法審査の機会が与えられているから、検閲には当たらない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- **第2問** 国会に関する次の1から5までの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**は、どれか。
 - 1 議院の国政調査権は、立法のために特別に与えられた権限であるから、その対象は 立法をするのに必要な範囲に限られ、個別具体的な行政事務の処理の当否を調査する 目的で国政調査権を行使することはできない。
 - 2 両議院は、それぞれその総議員の3分の1以上の出席がなければ、議決をすることができないだけでなく、議事を開くこともできない。
 - 3 予算については、衆議院の優越が定められており、参議院が衆議院と異なった議決 をした場合であっても、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び議決したとき は、衆議院の議決を国会の議決とすることができる。
 - 4 両議院の議員は、院内で行なった演説、討論又は表決について院外で責任を問われないため、議員が行ったこれらの行為につき、国が賠償責任を負うことはない。
 - 5 特別会は、衆議院の解散に伴う衆議院議員の総選挙後に召集されるものであり、そ の会期中は、参議院は閉会となる。

- 第3問 司法権の範囲又はその限界に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照 らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 国家試験における合格又は不合格の判定は、学問上の知識、能力、意見等の優劣、 当否の判断を内容とする行為であるから、試験実施機関の最終判断に委ねられるべき ものであって、司法審査の対象とならない。
 - イ 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、宗教団体の 内部においてされた懲戒処分の効力が請求の当否を決する前提問題となっており、宗 教上の教義や信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することがで きず、しかも、その判断が訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであるときは、 当該権利義務ないし法律関係は、司法審査の対象とならない。
 - ウ 地方議会は自律的な法規範を持つ団体であって、当該規範の実現については内部規 律の問題として自治的措置に任せるべきであるから、地方議会議員の除名処分につい ては、司法審査の対象とならない。
 - エ 政党は、議会制民主主義を支える上において極めて重要な存在であるから、その組織内の自律的な運営として党員に対してした処分は、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものであっても、司法審査の対象となる。
 - オ 衆議院の解散については、たとえその有効又は無効の判断が法律上可能である場合であっても、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負う政府、国会等の政治部門の判断に委ねられ、最終的には国民の政治的判断に委ねられるべきであり、司法審査の対象とならない。

 以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約) の適用は考慮しないものとして、解答してください。

- 第4問 錯誤によって意思表示をした者が、その意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った第三者に対してその意思表示の無効を主張することができるかどうかについては、詐欺に関する民法第96条第3項の類推適用を肯定する考え方と否定する考え方とがある。次のアからオまでの記述のうち、同項の類推適用を肯定する考え方の根拠となるものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 民法第96条第3項の規定は、取消しの遡及効を制限したものである。
 - イ 錯誤によって意思表示をした者の中には、詐欺によらず自ら錯誤に陥った者も含まれているところ、だまされて錯誤に陥った者より、だまされていないのに自ら錯誤に陥った者の方が帰責性は大きい。
 - ウ 錯誤によって意思表示をした者がその意思表示の無効を主張した後に、第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合と、詐欺によって意思表示をした者がその意思表示の取消しを主張した後に、第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合とを区別する必要はない。
 - エ 同一の事案が錯誤と詐欺の双方に該当することも少なくなく、意思表示をした者がいずれを主張するかによって第三者の地位が左右されることは望ましくない。
 - オ 法律行為の要素に錯誤があることや錯誤によって意思表示をした者に重大な過失がないことなど、錯誤による無効を主張するための厳格な要件を満たした場合には、意思表示をした者の要保護性が高い。

(参考)

民法

第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手 方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。
- 1 P1 2 P0 3 1T 4 D7 5 T7

第5問 次の対話は、代理に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、対話の事例における各行為は、商行為に当たらないものとする。

- 教授: まず、AがB所有の甲建物を売却するための代理権をBから授与されているという事例を前提に考えてみましょう。AがBの代理人であることを示さずに、自らがBであると称して、Cとの間で甲建物の売買契約を締結した場合に、BC間に売買契約は成立しますか。
- 学生:ア AはBの代理人であることを示していないので、たとえAがBのためにする 意思を有していたとしても、BC間に売買契約は成立せず、AC間に売買契約 が成立することになります。
- 教授: では、同じ事例で、AがBのためにする意思を有していたものの、Bの代理人であることを示さずに、Cとの間で甲建物の売買契約を締結し、その契約書の売主の署名欄にAの名前だけを書いた場合は、どうなりますか。
- 学生:イ CにおいてAがBのために売買契約を締結することを知ることができたとき は、BC間に売買契約が成立します。
- 教授: では、同じ事例で、AがBの代理人であることを示して、Cとの間で甲建物の 売買契約を締結したものの、Aが、当初から、Cから受け取った売買代金を着服 するつもりであったときは、どうなりますか。
- 学生:ウ 代理の要件に欠けるところはないので、たとえCがAの意図を知っていた場合であっても、BC間に売買契約が成立します。
- 教授: 次に,事例を変えて,今度は,AがBから代理権を授与されていないにもかかわらず,Bの代理人として,Cとの間でB所有の甲建物の売買契約を締結した場合を前提に考えてみましょう。Cが,AがBから代理権を授与されていないことを知らず,また,知らないことについて過失はあったものの,それが重大な過失でなかった場合に,Cは,Aに対し,無権代理人の責任を追及することができますか。
- 学生:エ Cに過失があったとしても、それが重大な過失でなければ、Aに対して無権 代理人の責任を追及することができます。
- 教授: では、この場合に、Cは、甲建物の売買契約を取り消すことができますか。
- 学生:オ Aの無権代理について善意であるCは、Bが無権代理の追認をしない間は、 売買契約を取り消すことができます。

第6問 Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

- ア Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げた。
- イ Aは、平成20年9月1日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成25年9月1日、当該成年後見人が死亡し、同年11月1日、新たな成年後見人が選任された。
- ウ Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。
- エ Aは、平成20年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、 平成21年7月1日、その請求を認容する判決が確定した。
- オ Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。
- 1 P1 2 P1 3 1T 4 DT 5 D1

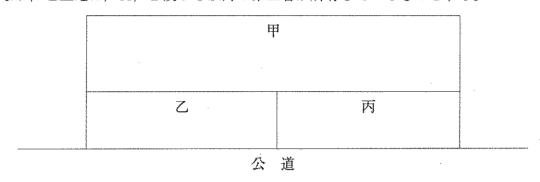
- **第7問** 物権的請求権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいも の**は、幾つあるか。
 - ア A所有の甲土地上に、Bが乙建物をAに無断で建築して所有しているが、Bとの合意によりCが乙建物の所有権の登記名義人となっているにすぎない場合には、Aは、Cに対し、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを請求することができる。
 - イ A及びBが共有する甲土地のBの持分がCに売り渡され、その旨の登記がされたものの、当該持分の売買契約が虚偽表示により無効である場合には、Aは、Cに対し、その持分権に基づき、当該登記の抹消登記手続を請求することができる。
 - ウ A所有の甲土地に隣接する乙土地がその所有者Bにより掘り下げられたため、甲土地の一部が乙土地に崩落する危険が生じた場合において、当該危険が生じたことについてBに故意又は過失がないときは、Aは、Bに対し、甲土地の所有権に基づき、甲土地の崩落を予防するための設備の設置を請求することができない。
 - エ A所有の甲土地上に、Bが乙建物をAに無断で建築して所有している場合において、Aが甲土地の所有権の登記名義人でないときは、Aは、Bに対し、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを請求することができない。
 - オ A所有の甲土地上に、Bが乙建物をAに無断で建築して所有している場合に、Aが Bに対して有する甲土地の所有権に基づく物権的請求権は、時効によって消滅するこ とはない。

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

- **第8問** A所有の甲土地の所有権についてBの取得時効が完成した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**は、幾つあるか。
 - なお、 Bは、 当該取得時効を援用しているものとする。
 - ア 当該取得時効が完成した後にCがAから甲土地を買い受け、その旨の所有権の移転 の登記がされた場合には、Bは、Cに対し、甲土地の占有を開始した時点より後の時 点を時効期間の起算点として選択し、時効完成の時期を遅らせることにより、甲土地 の所有権を取得したことを主張することはできない。
 - イ 当該取得時効が完成した後にAが死亡し、Aの相続人であるCが甲土地を単独で相続し、その旨の所有権の移転の登記がされた場合には、Bは、Cに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを主張することはできない。
 - ウ 当該取得時効が完成した後にCがAから甲土地を買い受け、その旨の所有権の移転 の登記がされた場合には、Bは、当該登記後に引き続き甲土地について取得時効の完成に必要な期間占有を続けても、Cに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを主張することはできない。
 - エ 当該取得時効が完成した後にCがAから甲土地を買い受け、その旨の所有権の移転の登記がされた場合には、Bが多年にわたり甲土地を占有している事実をCが甲土地の買受け時に認識しており、Bの登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事情があっても、Bは、Cに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを主張することはできない。
 - オ CがAから甲土地を買い受けた後に当該取得時効が完成し、その後に甲土地についてAからCへの所有権の移転の登記がされた場合には、Bは、Cに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを主張することはできない。
 - 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第9問 下図のように甲土地が袋地(他の土地に囲まれて公道に通じない土地)である場合の囲 続地通行権(袋地から公道に至るための他の土地の通行権)に関する次のアからオまでの 記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、ど れか。

なお、乙土地は、A、B及びC以外の第三者が所有しているものとする。



- ア 甲土地を所有し、乙土地について囲繞地通行権を有するAは、公道に至るために必要であり、かつ、乙土地のために損害が最も少ない場所を通行しなければならず、乙土地に通路を開設することはできない。
- イ 甲土地を所有し、乙土地について囲繞地通行権を有するAが、Bに対し、甲土地を 賃貸し、その賃借権について対抗要件が具備された場合には、Bは、乙土地について 囲繞地通行権を有する。
- ウ Aが、その所有する一筆の土地を甲土地と丙土地に分筆し、甲土地をBに譲渡した 後、更に丙土地をCに譲渡した場合には、Bは、丙土地について無償の囲繞地通行権 を有する。
- エ 甲土地及び丙土地を所有するAが、丙土地をBに譲渡した際に、これにより、甲土 地が袋地となることを認識していた場合には、Aは、丙土地について囲繞地通行権を 有しない。
- オ 甲土地及び丙土地を所有するAが甲土地に抵当権を設定した場合において、当該抵 当権が実行され、Bが競売手続において甲土地を買い受けたときは、Bは、丙土地に ついて無償の囲繞地通行権を有しない。

1 P1 2 PT 3 1 d d d d d 5 T d

- **第10問** 用益物権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 地上権は、無償のものとして設定することができるのに対し、永小作権及び地役権は、無償のものとして設定することができない。
 - イ 地上権及び永小作権は、その権利のみを目的とする抵当権を設定することができる のに対し、地役権は、その権利のみを目的とする抵当権を設定することができない。
 - ウ 地上権及び地役権は、50年を超える存続期間を定めて設定することができるのに 対し、永小作権は、50年を超える存続期間を定めて設定することができない。
 - エ 対抗要件を備えた用益物権が設定されている土地の下に地下駐車場を所有するため の地上権を設定しようとする場合には、当該用益物権が地上権又は永小作権であると きは、その地上権者又は永小作人の承諾を得る必要があるのに対し、当該用益物権が 通行地役権であるときは、その通行地役権者の承諾を得る必要はない。
 - オ 通行地役権の要役地の上に地上権が設定された場合には、その地上権者は通行地役権を行使することができるのに対し、通行地役権の要役地の上に永小作権が設定された場合には、その永小作人は通行地役権を行使することができない。

- **第11問** 先取特権に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
 - ア 不動産売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。
 - イ 建物を新築する場合における不動産工事の先取特権の効力を保存するためには、当 該建物の新築後直ちにその工事の費用の額を登記しなければならない。
 - ウ 同一の不動産について不動産保存の先取特権と不動産工事の先取特権が互いに競合 する場合には、不動産保存の先取特権が優先する。
 - エ 不動産保存の先取特権は、保存行為が完了した後直ちに登記をした場合には、その 登記の前後を問わず、抵当権に優先して行使することができる。
 - オ 雇用関係の先取特権は、不動産について登記をしなくても、当該不動産について登記をした抵当権を有する債権者に対抗することができる。

1 P1 2 P0 3 17 4 DT 5 T7

- **第12問** AのBに対する貸金債権を担保するために、AがC所有の甲建物に抵当権の設定を受けた場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**は、 幾つあるか。
 - ア Cは、当該貸金債権の元本に加えて、満期となった最後の2年分の利息をAに支払 うことにより、当該抵当権を消滅させることができる。
 - イ 当該貸金債権の弁済期が到来したときは、Cは、Bに対し、あらかじめ求償権を行 使することができる。
 - ウ Bは、Cから甲建物を買い受けた場合には、抵当不動産の第三取得者として、抵当 権消滅請求をすることができる。
 - エ 当該抵当権は、B及びCに対しては、当該貸金債権と同時でなければ、時効によって消滅しない。
 - オ 当該抵当権の設定の登記がされた後に、CがDとの間で甲建物についての賃貸借契 約を締結し、その賃料債権をCがEに対して譲渡した場合には、当該譲渡につき確定 日付のある証書によってCがDに通知をしたときであっても、Aは、当該賃料債権を 差し押さえて物上代位権を行使することができる。

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

- 第13問 A所有の甲土地に係る法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 甲土地上にB所有の乙建物がある場合において、AがBから乙建物の所有権を取得した後、乙建物について所有権の移転の登記をする前にCのために甲土地に抵当権を設定し、その後、Cの抵当権が実行され、Dが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。
 - イ 甲土地上にB所有の乙建物がある場合において、AがCのために甲土地に第1順位の抵当権を設定した後、Aが死亡してBが単独で甲土地を相続し、更にBがDのために甲土地に第2順位の抵当権を設定し、その後、Cの抵当権が実行され、Eが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。
 - ウ 甲土地上にA所有の乙建物がある場合において、AがBのために乙建物に抵当権を 設定し、更にCのために甲土地に抵当権を設定した後、まずBの抵当権が実行されて Dが乙建物を競落し、その後、Cの抵当権が実行されてEが甲土地を競落したとき は、甲土地の当該競落により、乙建物について法定地上権は成立しない。
 - エ 甲土地が更地であった場合において、AがBのために甲土地に第1順位の抵当権を 設定した後、Aが甲土地上に乙建物を建築し、Cのために甲土地に第2順位の抵当権 を設定すると同時に、Bの抵当権とCの抵当権の順位を変更し、その後、Cの抵当権 が実行され、Dが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。
 - オ 甲土地上にB所有の乙建物がある場合において、BがCのために乙建物に第1順位の抵当権を設定した後、BがAから甲土地の所有権を取得し、更にDのために乙建物に第2順位の抵当権を設定し、その後、Cの抵当権が実行され、Eが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。

1 rd 2 rd 3 do 4 dr 5 rd

- **第14問** 根抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 根抵当権の元本の確定期日は、根抵当権の設定時に定めなければならない。
 - イ 元本の確定前においては、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意があれば、後順位 抵当権者の承諾がなくても、その根抵当権の被担保債権の範囲を変更することができ る。
 - ウ 根抵当権者は、確定した元本及び元本の確定前に発生した被担保債権の利息のうち 満期となった最後の2年分についてのみ、その根抵当権を行使することができる。
 - エ 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を 行使することができない。
 - オ 根抵当権の極度額の変更は、元本の確定前に限り、行うことができる。

- 第15問 不動産を目的とする譲渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に** 照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 譲渡担保権者の債権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を差し押さえ、その旨 の登記がされた場合には、譲渡担保権を設定した債務者は、当該登記後に自己の債務 の全額を弁済しても、当該債権者に対し、目的不動産の所有権を主張することができない。
 - イ 譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を第三者に譲渡した場合には、 譲渡担保権を設定した債務者は、当該第三者の主観的態様にかかわらず、債務の全額 を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。
 - ウ 被担保債権の弁済期後は、譲渡担保権者による目的不動産の換価処分が完結する前であっても、譲渡担保権を設定した債務者は、債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻すことができない。
 - エ 債務者が弁済期に債務の弁済をしないときは目的不動産を債務の弁済に代えて確定 的に譲渡担保権者に帰属させる旨の譲渡担保契約が締結された場合において、債務者 が弁済期に債務の弁済をしないときは、譲渡担保権者は、目的不動産を換価処分する か又はこれを適正に評価することによって具体化する価額から債権額を差し引いた残 額を清算金として当該債務者に支払わなければならない。
 - オ 譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に目的不動産を第三者に譲渡した場合には, 譲渡担保権を設定した債務者は,当該第三者からの明渡請求に対し,譲渡担保権者に 対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

- 第16問 次の対話は、債権者代位権と詐害行為取消権に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。
 - 教授: 金銭債権を有する債権者が、債権者代位権により債務者の第三債務者に対する 金銭債権を代位行使する場合と、詐害行為取消権により債務者が受益者に対して した金銭債務の弁済を取り消す場合とを比較してみましょう。まず、債権者の債 務者に対する金銭債権の履行期は、到来している必要がありますか。
 - 学生:ア 債権者代位権を行使するためには、裁判上の代位の許可を得た場合又は代位 行使が保存行為に当たる場合を除き、代位行使の時点で履行期が到来している 必要があるのに対し、詐害行為取消権を行使するためには、債務者の受益者に 対する弁済の時点で履行期が到来している必要があります。
 - 教授: 債権者の債務者に対する金銭債権の額と比べて,債務者の第三債務者に対する 金銭債権の額や,債務者の受益者に対する弁済の額が高い場合には,債権者代位 権や詐害行為取消権の行使の範囲は制限されますか。
 - 学生: イ 債権者代位権については、債権者の債務者に対する金銭債権の額の範囲での み代位行使をすることができるのに対し、詐害行為取消権については、弁済の 全部を取り消すことができます。
 - 教授: 債権者は、債権者代位権や詐害行為取消権を行使するために必要な費用を支出 した場合に、債務者に対してその費用の償還を請求することができますか。
 - 学生: ウ 債権者代位権を行使した債権者は、費用の償還を請求することができないの に対し、詐害行為取消権を行使した債権者は、費用の償還を請求することができます。
 - 教授: 債権者代位権や詐害行為取消権の行使は、訴えの提起による必要があります か。
 - 学生:エ 債権者代位権の行使は、訴えの提起による必要がないのに対し、詐害行為取 消権の行使は、訴えの提起による必要があります。
 - 教授: 債権者代位訴訟や詐害行為取消訴訟では、誰を被告とする必要がありますか。
 - 学生:オ 債権者代位訴訟では、第三債務者及び債務者を被告とする必要があるのに対し、詐害行為取消訴訟では、受益者のみを被告とする必要があります。
 - 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

- 第17問 次の対話は、債権譲渡と債権者の交替による更改に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - 教授: 債権者が交替するための制度としては、債権譲渡のほかに債権者の交替による 更改がありますが、これらの制度の違いについて考えていきましょう。要件につ いて、二つの制度に違いはありますか。
 - 学生:ア はい。債権譲渡は、譲渡人と譲受人との契約によって成立しますが、債権者 の交替による更改は、元の債権者と新たに債権者となる者と債務者の三者間の 契約によって成立します。
 - 教授: 民法上の第三者対抗要件について, 二つの制度に違いはありますか。
 - 学生: イ 債権譲渡と債権者の交替による更改のいずれについても、確定日付のある証 書による通知又は承諾がなければ、第三者に対抗することができないとされて います。
 - 教授: 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律によって, 金銭の支払を目的とする債権の譲渡のうち,法人が債権の譲渡人となるものにつ いては,登記をした場合にも第三者に対抗することができるとされていますね。 債権者の交替による更改についても,登記をすることによって第三者に対抗する ことができるのでしょうか。
 - 学生:ウ 金銭の支払を目的とする債権についての債権者の交替による更改のうち、法 人が元の債権者であるものについては、登記をすることによって第三者に対抗 することができるとされています。
 - 教授: ところで、債権譲渡は債権が同一性を保ったまま移転するけれども、債権者の 交替による更改では旧債務と同一性のない債務が成立するという点で、二つの制 度に違いがあると言われていますね。このことから、二つの制度にどのような違 いがあるのかについて考えてみたいと思います。まず、抗弁の承継の有無につい て、二つの制度に違いがあるかどうかを教えてください。
 - 学生:エ 債権譲渡については、債務者が異議をとどめないで承諾をすると、譲渡人に 対抗することができた事由があったとしても、譲受人には対抗することができ なくなります。これに対し、債権者の交替による更改は、旧債務と同一性のな い債務が成立しますから、債務者が異議をとどめて承諾をしたとしても、譲渡 人に対抗することができた事由を譲受人には対抗することができません。
 - 教授: 第三者が所有する不動産に設定された抵当権によって担保されている債権につ

いて、債権譲渡がされた場合と、債権者の交替による更改がされた場合とで、その抵当権の移転について違いはありますか。

学生:オ 債権譲渡がされた場合には、抵当権を設定した第三者の承諾がなくても抵当権は債権とともに移転しますが、債権者の交替による更改がされた場合には、 抵当権を移転させるには、更改の当事者の合意のほか、抵当権を設定した第三者の承諾を得る必要があります。

- **第18問** 請負人の瑕疵担保責任に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし 正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - なお、住宅の品質確保の促進等に関する法律については、考慮しないものとする。
 - ア 請負契約における仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、請負人から瑕疵 の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、その損害賠償額に相当する範囲内に限り 報酬の支払を拒むことができる。
 - イ 建物の建築請負契約においては、完成した建物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができない場合であっても、注文者は、契約の解除をすることができない。
 - ウ 木造建物の建築請負契約において、請負人は、建物又は地盤の瑕疵について引渡しの後5年間その担保の責任を負うが、この期間は、民法第167条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。
 - エ 請負契約における仕事の目的物に瑕疵がある場合において、その修補が不可能であるときは、注文者は直ちに損害賠償を請求することができるが、修補が可能であると きは、注文者はまず修補を請求しなければならない。
 - オ 請負契約における仕事の目的物に瑕疵がある場合において、注文者が請負人に対して修補に代わる損害賠償の請求をした後、係争中の物価の高騰により、その請求時における修補費用よりも多額の費用を要することとなったときは、注文者は、請負人に対しその増加後の修補費用を損害として請求することができる。

(参考)

民法

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

- 第19問 民法上の組合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいも のの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 組合契約は、各当事者が組合のために労務を提供して共同の事業を営むことを約することによっても、成立する。
 - イ 組合の常務については各組合員が単独で行うことができるが、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、その常務については組合員全員の一致によって決定しなければならない。
 - ウ 業務執行組合員が定められていない場合には、組合員の過半数の者は、共同して組 合を代理する権限を有する。
 - エ 組合の債権者は、その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、一人の組合員に対して債務の全部の履行を請求することができる。
 - オ 除名された組合員は、組合財産の持分の払戻しを受けることができない。

第20問 次の【事例】に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1 から5までのうち、どれか。

【事例】

A女は、婚姻中に嫡出子B男を出産した後、その親権者をA女と定めて協議離婚した。

その1年後、A女及びC男は、A女の氏を称することとして婚姻した。A女は、C男と婚姻中に懐胎し、嫡出子D女を出産した。その後、B男が16歳の時に、C男を養親とし、B男を養子とする養子縁組がされ、さらに、E女を養親とし、C男を養子とする養子縁組がされた。

- ア C男を養親とし、B男を養子とする養子縁組をするには、家庭裁判所の許可を得な ければならない。
- イ C男を養親とし、B男を養子とする養子縁組をすることによって、A女及びC男は、B男について、共同して親権を行うことになる。
- ウ E女を養親とし、C男を養子とする養子縁組をすることによって、C男の氏は、E 女の氏に変わる。
- エ E女を養親とし、C男を養子とする養子縁組をしても、E女とD女の間に親族関係は発生せず、C男の死亡後にE女が死亡した場合には、D女が代襲相続人となることはない。
- オ C男を養親とし、B男を養子とする養子縁組について、A女の同意を得ることなく 養子縁組の届出がされ、これが受理された場合には、A女は、縁組の取消しを家庭裁 判所に請求することができない。
- 1 rd 2 rd 3 dx 4 dx 5 dd

- **第21問** 親権に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 父母の婚姻中に父が後見開始の審判を受けた場合には、母が単独で親権を行使しなければならない。
 - イ 子の出生前に父母が離婚した場合には、父は、出生した子に対する親権を母と共同 して行うことができる。
 - ウ 父母が協議離婚をする際に協議により父を親権者と定めた場合は、父母の協議により、親権者を母に変更することができる。
 - エ 親権を行う父が自己の名義で金銭を借り入れるに当たり、子のために特別代理人を 選任することなく子が所有する不動産に抵当権を設定する行為は、その金銭を子の養 育費に充てる目的であったとしても、父とその子との利益が相反する行為に当たるも のとして、子に対して無効となる。
 - オ 家庭裁判所が親権停止の審判をするには、父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときでなければならない。

1 PY 2 PT 3 YP 4 PH 5 TH

- **第22問** 相続の承認又は放棄に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正 しいもの**は、幾つあるか。
 - ア 未成年者である相続人が相続の承認又は放棄をするためには、その法定代理人の同意又はその代理によることを要しない。
 - イ 相続人において、相続財産が全く存在しないと信じ、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合における相続の承認又は放棄をすべき期間は、当該相続人が相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算する。
 - ウ 相続人が3年を超えない期間を定めて相続財産である建物を賃貸しても、単純承認 をしたものとみなされない。
 - エ 相続の承認又は放棄をした場合であっても、相続の承認又は放棄をすべき期間内で あれば、これを撤回することができる。
 - オ 全ての相続人が相続を放棄した場合には、相続財産は、そのうちの最後の放棄のあった時に、国庫に帰属する。

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

- 第23問 次のアからオまでの事例のうち、A所有の甲土地について、Aの相続人ではないBが Aによる遺贈を承認することによってその所有権を取得することができる場合の組合せ として正しいものは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aは、公正証書によって「甲土地をBに譲る」旨の遺言をした。その後、Aは、自筆 証書によって「甲土地をBに譲る旨の遺言を撤回する」旨の遺言をした後に死亡した。
 - イ Aは、自筆証書によって「甲土地をBに譲る」旨の遺言をした後に、自筆証書によって「甲土地をCに譲る」旨の遺言をした。その後、Aは、自筆証書によって「甲土地をCに譲る旨の遺言を撤回する」旨の遺言をした後に死亡した。
 - ウ Aは、自筆証書によって「CがAの経営する事業を継ぐのであれば甲土地をCに譲る」旨の遺言をした後に死亡した。その後、Cは、Aの事業を引き継ぐことのないまま死亡し、Cの唯一の相続人BがCを相続した。
 - エ Aは、公正証書によって「Bが大学に合格したら甲土地をBに譲る」旨の遺言をした後に死亡した。その後、Bが大学に合格した後に、Aの唯一の相続人Cが甲土地について相続を原因とするCへの所有権の移転の登記をした。
 - オ Aは、自筆証書によって「甲土地をCに譲る」旨の遺言をした後に死亡した。その 後、Cが遺贈について何らの意思表示もしないまま死亡し、Cの唯一の相続人BがC を相続した。

- **第24問** 刑法における共犯に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aは、知人Bとの間で、飲食店の店員に暴行を加えて現金を強奪することを計画し、Aが凶器を準備し、Bが実行役となって強盗をすることについて合意した。ところが、Bは、一人で実行するのが不安になり、Aに相談しないまま、Cに協力を持ち掛け、BとCとが一緒になって強盗をすることについて合意した。犯行当日、Bは、Cと二人で飲食店に押し入り、店員に暴行を加えて現金20万円を奪い取った。この場合、Aには、Cとの間でも強盗罪の共謀共同正犯が成立する。
 - イ AとBは、Cに対し、それぞれ金属バットを用いて暴行を加えた。その際、Aは、 Cを殺害するつもりはなかったが、Bは、Cを殺害するつもりで暴行を加えた。その 結果、Cが死亡した場合、殺意がなかったAには、Bとの間で殺人罪の共同正犯が成 立するが、傷害致死罪の刑の限度で処断される。
 - ウ AとBは、態度が気に入らないCを痛め付けようと考え、それぞれ素手でCの顔面や腹部を殴り続けていたが、Aは、途中で暴行をやめ、暴行を続けていたBに「俺はもう帰るから。」とだけ言い残してその場を離れた。Bは、その後もCを殴り続けたところ、間もなくCは死亡した。Cの死亡の原因がAの暴行によるものかBの暴行によるものか不明であった場合、Aには、Bとの間で傷害罪の共同正犯が成立し、傷害致死罪の共同正犯は成立しない。
 - エ 顧客から委託を受けて現金1,000万円を業務上占有していた銀行員Aは、業務とは 無関係の知人Bと相談し、当該現金を横領しようと考え、Bに当該現金を手渡して横 領し、その後、当該現金を二人で折半して費消した。この場合、Bには、業務上横領 罪の共同正犯が成立し、刑法第65条第2項により単純横領罪の刑が科される。
 - オ Aは、Bから、「友人Cが、多数の者を相手にわいせつ動画を見せるので、わいせつ動画が録画された DVD ディスクを貸してほしい。」と依頼され、わいせつ動画が録画された DVD ディスク 1 枚を Bに貸与した。その結果、Bは、同ディスクを Cに貸与し、Cがこれを上映して、多数の者にわいせつ動画を観覧させた。この場合、Aには、わいせつ図画公然陳列幇助罪は成立しない。

(参考)

刑法

- 第65条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない 者であっても、共犯とする。
- 2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
- 1 PY 2 PT 3 YT 4 DT 5 DT

- 第25間 刑法における罪数に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正し いものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア Aは、不法に他人の住居に侵入し、そこに居住するB及びCの2名を殺害した。この場合、Aに成立する住居侵入罪とB及びCに対して成立する各殺人罪とがそれぞれ 牽連犯の関係にあり、これらは、併合罪となる。
 - イ Aは、Bを殺害した後、Bの死体を山林に遺棄した。この場合、Aに成立する殺人 罪と死体遺棄罪とは、併合罪となる。
 - ウ 私人であるAは、何の権限もないのに、私人であるBの名義の委任状を作成し、これを登記官に提出して行使し、B名義の不動産についての登記を申請した。この場合、Aに成立する私文書偽造罪と偽造私文書行使罪とは、観念的競合となる。
 - エ Aは、1回の焼却行為により、Bが所有する物とCが所有する物を損壊した。この場合、Aに成立するBに対する器物損壊罪とCに対する器物損壊罪とは、観念的競合となる。
 - オ Aは、Bが所有する時計を窃取したものの、自分が欲しかった時計ではなかったことに気付き、ハンマーで叩いて粉々にした上で山中に投棄した。この場合、Aに成立する窃盗罪と器物損壊罪とは、牽連犯となる。

1 P1 2 P7 3 1T 4 DT 5 D7

- - ア Aは、所持金がなく、代金を支払う意思も能力もないのに、飲食店で料理を注文して飲食し、その後、代金の支払を求められた際、何も言わずに店を出て逃走した。この場合、Aには、刑法第246条第2項の詐欺罪が成立する。
 - イ Aは、不正に入手したB名義のクレジットカードを使用し、当該クレジットカードの加盟店であるC店の店主Dに対し、B本人になりすまして商品の購入を申し込み、その引渡しを受けた。その後、C店は、クレジットカード会社から代金相当額の金員の支払を受けた。この場合、Aには、C店の店主Dに対する詐欺罪は成立しない。
 - ウ Aは、一人暮らしのBに電話をかけ、Bに対し、息子であると偽り、交通事故の賠償金を用意して、友人であるCに手渡すように申し向けた。Bは、Aの声色が自分の息子のものとは違っていることに気付いたことから、Aが虚偽の事実を申し向けて金員の交付を求めてきたのだと分かったが、憐憫の情に基づいて現金を用意し、Cに対し、現金を交付した。この場合、Aには、刑法第246条第1項の詐欺罪の未遂罪が成立する。
 - エ Aは、自己の銀行口座に誤って現金が振り込まれていたことを知り、これを自己の 借金の返済に充てようと考え、銀行の窓口係員Bに対し、誤振込みがあったことを告 げずに、同口座の預金全額の払戻請求をして現金の交付を受けた。この場合、Aに は、刑法第246条第1項の詐欺罪が成立する。
 - オ Aは、土地の所有者Bをだまし、当該土地についてBからAへの所有権の移転の登 記を受けた。この場合、Aには、当該土地について、刑法第246条第2項の詐欺罪が 成立する。

(参考)

刑法

- 第246条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
- 1 P1 2 PI 3 17 4 DI 5 D7

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定 款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

- **第27問** 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 営利を目的としない法人も、発起人となることができる。
 - イ 複数の発起人のうち、設立時発行株式を1株も引き受けない発起人がいる場合であっても、他の発起人が全ての設立時発行株式を引き受けるときは、設立の無効原因とはならない。
 - ウ 設立時発行株式を引き受ける者の募集の広告に株式会社の設立を賛助する旨及び自己の氏名又は名称を記載することを承諾した者は、株式会社が成立しなかったときは、発起人と連帯して、その設立に関してした行為について責任を負う。
 - エ 創立総会においては、発起人が当該創立総会の目的として定めた事項であるかどうかにかかわらず、定款の変更又は株式会社の設立の廃止について決議をすることができる。
 - オ 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、設立は、初めから無効となる。

- **第28問** 共同相続人が株式を相続により共有するに至った場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 共同相続人は、その全員の同意がなければ、当該株式についての権利を行使する者を定めることができない。
 - イ 共同相続人が当該株式についての権利を行使する者一人を定め、その者の氏名を会 社に通知したときは、その者は、ある事項について共同相続人の間に意見の相違が あっても、自己の判断に基づき、株主総会において議決権を行使することができる。
 - ウ 共同相続人の一人は、当該株式についての権利を行使する者としての指定を受けて いなくても、決議の存否に利害関係を有しこれを争う利益があるときは、特段の事情 がない限り、株主総会決議不存在確認の訴えにつき原告適格を有する。
 - エ 共同相続人が当該株式についての権利を行使する者を定めていない場合において, 共同相続人全員が株主総会における議決権を共同して行使するときは,会社の側から その議決権の行使を認めることができる。
 - オ 未成年の子とその親権者が共同相続人となった場合において、親権者が未成年の子 を代理して当該株式についての権利を行使する者を定める行為は、その者を親権者自 身と定めるときであっても、利益相反行為には当たらない。

1 PA 2 PD 3 AT 4 DA 5 TA

- 第29問 譲渡制限株式の株主が会社法第136条の規定による請求をした場合において、会社が 同条の承認をしない旨の決定をしたときに関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - なお、当該株主は、会社が同条の承認をしない旨の決定をする場合には、会社又は指 定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを併せて請求しているものとする。
 - ア 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所 定の事項を通知しようとするときは、会社は、1株当たり純資産額に会社が買い取る 当該譲渡制限株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託しなければ ならない。
 - イ 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所 定の事項を通知した場合でも、当該株主は、その売買代金を受領するまでは、会社の 承諾を得ることなく、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることの請求 を撤回することができる。
 - ウ 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所 定の事項を通知したときは、当該株主は、当該通知があった日から 20 日以内に、裁 判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。
 - エ 会社が指定買取人を指定するには、株主総会の特別決議(取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議)によらなければならない。
 - オ 会社は、指定買取人を指定したときは、当該株主に対し、その旨及び指定買取人が買い取る当該譲渡制限株式の数を通知しなければならない。

(参考)

会社法

- 第136条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人(当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。)に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

- **第30問** 株式会社(清算株式会社を除く。)の取締役及び監査役に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款 の変更をした場合には、取締役及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた 時に満了する。
 - イ 監査役設置会社が委員会を置く旨の定款の変更をした場合には、取締役及び監査役 の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。
 - ウ 累積投票により選任された取締役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - エ 監査役会設置会社において、取締役が監査役の解任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
 - オ 3人以上の取締役を置く旨の定款の定めのある取締役会設置会社において、取締役として代表取締役A並びに代表取締役でない取締役B、C及びDの4人が在任している場合において、Aが取締役を辞任したときは、Aは、新たに選定された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

1 P 2 P 3 1 4 1 4 1 5 T x

- 第31問 次の二つの見解は、会社法第355条に規定する取締役の忠実義務に関するものである。
 - 第1説 取締役の忠実義務は、取締役の善管注意義務を敷えんし、かつ、一層明確に したにとどまり、通常の委任関係に伴う善管注意義務と別個の義務ではない。
 - 第2説 取締役の忠実義務は、会社と取締役との間に認められる信認関係に由来し、 取締役は会社に最大の誠実を尽くすべきであるとする特殊な義務であり、取締 役の善管注意義務とは別個の異質な義務である。

次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が第1説を指すものの組合せとして最も 適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア この見解によれば、取締役の忠実義務は、取締役の判断が公正かつ誠実にされるために、取締役が会社以外の利益により動かされることを防ぐ趣旨の義務であるとされる。
- イ この見解に対しては、我が国の私法体系が過失責任を原則とすることを理由に、適 切でないとの批判がされる。
- ウ この見解によれば、会社法第355条の意義は、委任関係に伴う善管注意義務を取締 役について強行規定とする点にあるとされる。
- エ この見解によれば、取締役が忠実義務に違反した場合に、会社は、当該取締役に対し、会社が受けた損害だけでなく、当該取締役が得た利得の全部の返還を請求することができるとされる。
- す この見解は、取締役が忠実義務に違反したか否かについて、行為当時の状況に照ら し合理的な情報収集、調査、検討等がされたか、その状況や取締役に要求される能力 水準に照らし不合理な判断がされなかったか等を基準に判断されるべきであるとの考 え方と親和的である。

(参考)

会社法

第355条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

- **第32問** 持分会社の比較に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 合資会社が新たに有限責任社員を加入させる場合には、その者がその出資に係る払 込みを新たに履行しなくても、その者は、加入に係る定款の変更の時に当該合資会社 の有限責任社員となることができるが、合同会社が新たに社員を加入させる場合に は、その者は、加入に係る定款の変更があった後も、その出資に係る払込みの全部を 履行するまでは、当該合同会社の社員となることができない。
 - イ 合名会社の社員は、やむを得ない事由があるときでも、退社することができないが、合同会社の社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - ウ 合名会社の社員は、当該合名会社に対し、既に出資として払込みをした金銭の払戻しを請求することができるが、合資会社の有限責任社員は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、当該合資会社に対し、既に出資として払込みをした金銭の払戻しを請求することができない。
 - エ 合名会社の債権者は、書面をもって作成された当該合名会社の計算書類の謄写を請求することができないが、合同会社の債権者は、書面をもって作成された当該合同会社の計算書類(作成の日から5年以内のものに限る。)の謄写を請求することができる。
 - オ 定款で定めた存続期間が満了した場合について、合名会社は、総社員の同意によって、当該合名会社の財産の処分の方法を定めて清算をすることができるが、合同会社は、総社員の同意によっても、当該合同会社の財産の処分の方法を定めて清算をすることができない。
 - 1 P1 2 P7 3 1 D 4 DT 5 T7

第33問 社債管理者に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後 記1から5までのうち、どれか。

なお、担保付社債信託法の適用は、 ないものとする。

- ア 会社は、社債の総額を2億円とし、各社債の金額を200万円として社債を発行する ときは、社債管理者を定める必要がない。
- イ 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- ウ 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受けるために必要がある ときは、裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することが できる。
- エ 社債管理者が社債権者集会を招集するには、裁判所の許可を得なければならない。
- オ 社債管理者が社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任する場合において, 他に社債管理者がないときは、当該社債管理者は、あらかじめ、事務を承継する社債 管理者を定めなければならない。

1 PY 2 PT 3 YP 4 PT 5 TT

第34問 事業譲渡と吸収分割との比較に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、譲渡会社及び吸収分割会社は、いずれも株式会社であるものとする。

- ア 事業譲渡については、その対価は金銭に限定されるが、吸収分割については、株式 その他の財産をその対価とすることができる。
- イ 譲渡会社の事業譲渡契約の相手方も、吸収分割会社の吸収分割契約の相手方も、会 社でなければならない。
- ウ 譲渡会社は、事業譲渡契約の相手方が譲渡会社の特別支配会社である場合には、株主総会の決議によって当該事業譲渡契約の承認を受ける必要はなく、吸収分割会社 も、吸収分割契約の相手方が吸収分割会社の特別支配会社である場合には、株主総会 の決議によって当該吸収分割契約の承認を受ける必要はない。
- エ 譲渡会社の債権者は、譲渡会社に対し、事業譲渡について異議を述べることができるが、吸収分割会社の債権者は、吸収分割後の吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないときであっても、吸収分割会社に対し、吸収分割について異議を述べることができない。
- オ 譲渡会社は、その本店の所在地において事業譲渡による変更の登記をする必要はないが、吸収分割会社は、その本店の所在地において吸収分割による変更の登記をしなければならない。

1 PA 2 PD 3 AT 4 DA 5 TA

- 第35間 商行為に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの** の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
 - ア 代理人が本人のためにすることを示さないで法律行為をした場合であっても,当該 法律行為が当該代理人にとって商行為となるときは,当該法律行為は,本人に対して その効力を生ずる。
 - イ 商行為の代理に際し、代理人が本人のためにすることを示さないで法律行為をした 場合において、当該代理人が本人のためにその行為をすることを相手方が過失により 知らなかったときは、当該相手方は、当該代理人に対して履行の請求をすることがで きない。
 - ウ 商行為の代理に際し、代理人が本人のためにすることを示さないで法律行為をし、 相手方がその選択により本人又は代理人のいずれかに対して債務を負担することを主 張することができる場合において、本人が当該相手方に対し当該債務の履行を求める 訴えを提起し、その訴訟の係属中に当該相手方が当該代理人を債権者として選択した ときは、本人の請求は、当該訴訟が係属している間、当該代理人の債権につき催告に 準じた時効中断の効力を及ぼす。
 - エ 商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行 為をすることができる。
 - オ 委任者にとって商行為となる委任契約により代理人に代理権を付与したときは、当 該代理権は、委任者の死亡によって消滅する。

1 P[†] 2 P[†] 3 A[†] 4 A[†] 5 T[†]

〔記入例〕

受験地 受験番号

氏 名

東 36 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は, 下記のとおりとなります。

受馬	剣 地	444
東	京	
十の位	一の位	
0	1 1	
	① ① ②	
③ ④	(3) (4)	
5	(5) (6) (7)	
4144	8	

,32	き 験	番	j
千の位	百の位	十の位	一の位
-		3	6
0000000000	90000000000	000000000000000000000000000000000000000	999999

氏	***************************************	名			
厾	事				

(この欄記入不要)

試験区分		2	
------	--	---	--

受験地コード番号表

M				7					
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
東 京	横 浜	さいたま	千 葉	水 戸	宇都宮	前 橋	静 岡	甲 府	長 野
11 新 潟	12 大 阪	13 京 都	14 神 戸	15 奈 良	16 大 津	17 和歌山	18 名古屋	19 津	20 岐 阜
21	22	23 富 山	24	25	26	27	28	29	30
福 井	金 沢		広 島	山 口	岡 山	鳥 取	松 江	福 岡	佐 賀
31 長 崎	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	大 分	熊 本	鹿児島	宮 崎	那 覇	仙 台	福 島	山 形	盛 岡
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
秋 田	青 森	札 幌	函 館	旭 川	釧 路	高 松	徳 島	高 知	松 山